

銀行の自己資本の透明性を向上させる

バーゼル のディスクロージャー

小立 敬

要 約

1. バーゼル委員会は2011年12月19日、バーゼル の下で銀行の自己資本の開示の拡充を求める市中協議文書を公表した。2010年12月のバーゼル の規則文書では、国際的な自己資本規制の枠組みの強化を図る措置として、自己資本の質および一貫性の向上に加えて、自己資本の透明性を向上する方針が示されていた。
2. 市中協議文書は、バーゼル の銀行資本の開示として、2018年1月1日以降に適用する開示のテンプレート、 バランスシートとの突合に関する要件、 資本商品の主な特徴を開示するテンプレート、 その他の開示に関する要件、 移行期間に適用する開示のテンプレートを提示している。
3. 市中協議文書が提案する開示方法が採用されれば、自己資本の構成要素が明らかになることから、市場参加者や監督当局者は、バーゼル に比べて、銀行の資本ポジションをより正確に把握し、評価することが可能になる。一方、銀行としては、市場や当局の監視の下で、透明性のある資本政策を策定することが以前にも増して求められるようになるだろう。
4. さらに、市場のプレッシャーによってバーゼル規制の直接の対象ではない国内基準行にもバーゼル と同等の自己資本規制を適用することが促されるおそれがある点には、留意すべきであろう。

・市中協議文書の公表

バーゼル委員会は2011年12月19日、バーゼル の下で銀行の自己資本の開示の拡充を求める市中協議文書「資本開示要件の定義」を公表した¹。2010年12月に公表されたバーゼル の規則文書では、国際的な自己資本規制の枠組みの強化を図る措置として、自己資本の質および一貫性の向上に加えて、自己資本の透明性を向上する方針が示された²。金融危機以前は、銀行の自己資本に関する開示内容が不足していたことから、危機が生じる中

¹ Basel Committee on Banking Supervision, "Definition of Capital Disclosure Requirements," Consultative Document, December 2011(<http://www.bis.org/publ/bcbs212.pdf>).

² バーゼル の規則文書の全体的な概要については、小立敬、磯部昌吾「バーゼル : 包括的な銀行規制改革パッケージの概要」『野村資本市場クォーターリー』2011年冬号を参照。

で市場参加者が銀行の自己資本の質を完全に測定・比較することが困難であったという認識が背景にある。

バーゼル の規則文書は、銀行の自己資本の透明性を向上する措置として、以下を要求する。

- 監査済財務諸表のバランスシートに裏付けられたすべての規制資本の項目を完全に突合 (reconciliation) すること
- すべての規制上の調整 (regulatory adjustment)、パラグラフ 87 および 88 に基づいてコモンエクイティ Tier1 (普通株式等 Tier1) から控除されない項目について別途開示すること³
- 算入上限と最低基準を適用する際の資本の加算・減算項目を明らかにしつつ、すべての算入上限と最低基準を説明すること
- 発行された資本商品の主な特徴を説明すること
- 規制資本の構成要素を含む比率 (例えば、エクイティ Tier1 比率、コア Tier1 比率または有形普通株式比率)を開示する銀行は、それらの比率がどのように算定されているかに関する包括的な説明をともに開示すること
- 規制資本に含まれるすべての資本商品の完全な条件 (terms and conditions) をウェブサイトで利用できるようにすること

バーゼル の規則文書は上記の方針を掲げた上で、より詳細な「第3の柱」(Pillar 3)における開示基準を 2011 年中に策定する予定であることを明らかにしていた⁴。今般の市中協議文書は、このような経緯から策定されたものである。市中協議文書は、バーゼル における自己資本の開示要件として、2018 年 1 月 1 日以降に適用する開示のためのテンプレート、バランスシートとの突合に関する要件、資本商品の主な特徴を開示するためのテンプレート、その他の開示に関する要件、移行期間中の開示のテンプレートを提示している。

以下では、銀行の自己資本の透明性向上を図るバーゼル委員会の市中協議文書の概要を紹介する。

³ バーゼル の規則文書のパラグラフ 87 は、連結対象外の銀行、保険その他の金融機関の普通株式への重大な出資 (発行済株式 10%以上)、モーゲージ・サービシング・ライツ (主に米国において適用)、一時差異による繰延税金資産については、それぞれコモンエクイティ Tier1 の 10%を上限に資本算入を認めている。また、パラグラフ 88 は、これらの 3 つの項目に関して合計でコモンエクイティ Tier1 の 15%に上限を設けている。

⁴ バーゼル の第3の柱とは、開示の充実によって市場参加者が銀行のリスク管理を評価することにより、市場規律が働くことを通じて、銀行経営の健全性の維持を図る枠組みのことを指す。

．ディスクロージャー・テンプレート

市中協議文書が提示するバーゼル の完全適用後（2018年1月1日以降）に適用される「ディスクロージャー・テンプレート」をみると、現行のバーゼル の自己資本の開示と比べて、バーゼル では開示項目が大幅に拡充されることが分かる。新たなテンプレートでは、コモンエクイティ Tier1、その他 Tier1、Tier2 の各資本レベルの構成要素と、繰延税金資産やいわゆるダブルギアリング等の資本控除を図る規制上の調整に伴う控除額がすべて明らかになる。市場参加者等は銀行の資本ポジションをより正確に把握することが可能になり、バーゼル では自己資本の透明性が大幅に向上することになる。

ディスクロージャー・テンプレートの開示項目について具体的に確認しよう（図表 1）。まず、新たなテンプレートでは、「コモンエクイティ Tier1：商品および準備金」、「コモンエクイティ Tier1：規制上の調整」、「その他 Tier1：商品」、「その他 Tier1：規制上の調整」、「Tier2：商品および引当金」、「Tier2：規制上の調整」の項目が設けられており、各レベルの資本の構成要素と規制上の調整の額が把握できる。

自己資本の構成要素である から を開示した上で、「自己資本比率および資本バッファ」という項目の名称で、バーゼル の最低基準として、(a)コモンエクイティ Tier1 比率、(b)Tier1 比率、(c)トータルの自己資本比率、(d)コモンエクイティ Tier1 比率に資本保全バッファおよびカウンターシクリカル・バッファを加えた比率の記載が求められる⁵。

バーゼル委員会は、ディスクロージャー・テンプレートの開示頻度については、財務諸表と同じ頻度（四半期または半期）とする方針を示している。また、ディスクロージャー・テンプレートは、銀行が公表する財務報告の中に含まれるか、少なくとも銀行のウェブサイト に直接リンクを貼ることを求めている。ディスクロージャー・テンプレートが一般に利用できるようにすることが目的である。また、銀行のウェブサイトでは、それまでの期間のすべてのディスクロージャー・テンプレートを利用できるようにしなければならない。

なお、各国の自己資本規制がバーゼル とは異なる場合、「自己資本比率および資本バッファ」の項目に記載して開示することができない。その場合は、当該項目の下に設けられた「各国最低基準」という項目において、コモンエクイティ Tier1 比率、Tier1 比率、トータルの自己資本比率を記載することとなる。例えば、バーゼル 基準の直接の対象である国際的に活動する銀行には該当しない国内銀行に対して、国内ルールとしてバーゼル よりも緩い基準が適用された場合、バーゼル 基準に基づく自己資本比率ではないことを明らかにして開示しなければならない。

⁵ 新たなテンプレートについてバーゼル委員会は、バーゼル の適用に関する定量的影響度調査（QIS）のデータ収集に利用したテンプレートをベースにしていると説明している。

図表1 2018年1月1日以降に適用開始するディスクロージャー・テンプレート

コモネクイティTier1(CET1)資本: 商品および準備金	
1. 直接発行された適格普通株式資本(非株式会社の同等の資本)および関連する資本剰余金	
2. 留保利益	
3. その他包括利益累計額(およびその他準備金)	
4. CET1から段階的に除外される直接発行された資本(非株式会社のみ)に適用)	
5. 子会社が発行し第三者が保有する普通株式資本(グループCET1に計上可能額)	
6. 規制上の調整前のCET1の額	
CET1資本: 規制上の調整	
7. プルーデンシャル・バリュエーション調整	
8. のれん(関連する繰延税金負債と相殺)	
9. 無形資産(関連する繰延税金負債と相殺、モーゲージ・サービング・ライツを除く)	
10. 一時差異を除く将来利益に依存する繰延税金資産(関連する繰延税金負債と相殺)	
11. キャッシュ・フロー・ヘッジ準備金	
12. 期待損失に対する引当額の不足	
13. 証券化に係る売却益(パーゼルのパラグラフ562に規定)	
14. 公正価値評価された負債に係る自己の信用リスクの変化に伴う累積利益・損失	
15. 確定給付年金基金の純資産	
16. 自己株式投資(バランスシート上で払込済み資本と相殺されていない場合)	
17. 普通株式資本の相互の持ち合い	
18. 銀行が規制上の連結範囲外の銀行・金融・保険エンティティの発行済株式10%以上を保有していない場合、適格なショート・ポジションを相殺した後の当該エンティティの資本に対する投資(10%基準超過額)	
19. 規制上の連結範囲外の銀行・金融・保険エンティティの普通株式に対する重大な投資(10%基準超過額)	
20. モーゲージ・サービング・ライツ(10%基準超過額)	
21. 一時差異による繰延税金資産(10%基準超過額、関連する繰延税金負債と相殺)	
22. 15%基準の超過額	
23. 内: 金融機関の普通株式への重大な投資	
24. 内: モーゲージ・サービング・ライツ	
25. 内: 一時差異による繰延税金資産	
26. 各国が規定する規制上の調整	
27. その他Tier1およびTier2ではカバーできない控除がある場合にCET1に適用される規制上の調整	
28. CET1に対する規制上の調整の総額	
29. CET1総額	
その他Tier1資本: 商品	
30. 直接発行された適格その他Tier1商品および関連する資本剰余金	
31. 内: 会計基準の下でエクイティに区分される資本	
32. 内: 会計基準の下で負債に区分される資本	
33. その他Tier1から段階的に除外される直接発行された資本商品	
34. 子会社が発行し第三者が保有するその他Tier1資本商品(および上記4に含まれないCET1商品、グループのその他Tier1計上可能額)	
35. 内: 段階的除外の対象となる子会社発行の商品	
36. 規制上の調整前のその他Tier1の額	
その他Tier1資本: 規制上の調整	
37. その他Tier1商品に対する自己投資	
38. その他Tier1商品の相互の持ち合い	
39. 銀行が規制上の連結範囲外の銀行・金融・保険エンティティの発行済株式10%以上を保有していない場合、適格なショート・ポジションを相殺した後の当該エンティティの資本に対する投資(10%基準超過額)	
40. 規制上の連結範囲外の銀行・金融・保険エンティティの普通株式に対する重大な投資(適格なショート・ポジションの相殺)	
41. 各国が規定する規制上の調整	
42. Tier2ではカバーできない控除がある場合にその他Tier1に適用される規制上の調整	
43. その他Tier1に対する規制上の調整の総額	
44. その他Tier1の総額(AT1)	
45. Tier1資本(T1=CET1 + AT1)	

Tier2資本：商品および引当金	
46.	直接発行された適格Tier2商品および関連する資本剰余金および関連する資本剰余金
47.	Tier2から段階的に除外される直接発行された資本商品
48.	子会社が発行し第三者が保有するTier2資本商品(および上記4または31に含まれないICET1およびAT1商品)(グループのTier2計上可能額)
49.	内：段階的除外の対象となる子会社発行の商品
50.	引当金
51.	規制上の調整前のTier2の額
Tier2資本：規制上の調整	
52.	Tier2商品に対する自己投資
53.	Tier2商品の相互の持ち合い
54.	銀行が規制上の連結範囲外の銀行・金融・保険エンティティの発行済株式10%以上を保有していない場合、適格なショート・ポジションを相殺した後の当該エンティティの資本に対する投資(10%基準超過額)
55.	規制上の連結範囲外の銀行・金融・保険エンティティの普通株式に対する重大な投資(適格なショート・ポジションの相殺)
56.	各国が規定する規制上の調整
57.	Tier2に対する規制上の調整の総額
58.	Tier2の総額(T2)
59.	総資本(TC=T1 + T2)
60.	リスクアセットの総額
自己資本比率およびバッファ	
61.	コモンエクイティTier1(リスクアセット比)
62.	Tier1(リスクアセット比)
63.	総資本(リスクアセット比)
64.	金融機関固有のバッファ要件(最低CET1、資本保全バッファおよびカウンターシクリカル・バッファ、リスクアセット比)
65.	バッファの要件を満たすコモンエクイティTier1(リスクアセット比)
各国最低基準(パーゼル と異なる場合)	
66.	各国が規定するコモンエクイティTier1最低比率(パーゼル と異なる場合)
67.	各国が規定するTier1最低比率(パーゼル と異なる場合)
68.	各国が規定する総資本最低比率(パーゼル と異なる場合)
資本控除の基準以下の金額(リスクウエイト前)	
69.	他の金融機関の資本に対する非重大な投資
70.	金融機関の普通株式に対する重大な投資
71.	モーゲージ・サービシング・ライツ(関連する繰延税金負債と相殺)
72.	一時差異による繰延税金資産(関連する繰延税金負債と相殺)
引当金に係るTier2算入上限	
73.	標準的手法におけるエクスポージャーに係るTier2算入可能な引当金(上限の適用前)
74.	標準的手法におけるTier2の算入可能上限
75.	内部格付手法におけるエクスポージャーに係るTier2算入可能な引当金(上限の適用前)
76.	内部格付手法におけるTier2の算入可能上限
段階的除外措置の対象となる資本商品(2018年1月1日から2022年1月1日まで適用)	
77.	段階的除外措置の対象となるCET1商品に対する上限
78.	上限によってCET1から除外される額(期限前償還および満期償還後の上限超過)
79.	段階的除外措置の対象となるAT1商品に対する上限
80.	上限によってAT1から除外される額(期限前償還および満期償還後の上限超過)
81.	段階的除外措置の対象となるT2商品に対する上限
82.	上限によってT2から除外される額(期限前償還および満期償還後の上限超過)

(出所) パーゼル委員会資料より野村資本市場研究所作成

． バランスシートとの突合に関する要件

バーゼル の規則文書は、監査済バランスシートと規制資本の項目を完全に突合せせることを求める。多くの銀行において、規制資本の算定に使われる計数と公表財務諸表の計数との間で関係性が途切れているという実態があるためである。バーゼル委員会は、バランスシートと規制資本の項目を突き合わせるために、次の3つのステップを提示する。

- ステップ1 規制上の連結範囲の下で報告されるバランスシートを開示
- ステップ2 自己資本のディスクロージャー・テンプレートで使われるすべての項目を明らかにするため、規制上のバランスシートの項目を拡充
- ステップ3 ステップ2で開示された項目を自己資本のディスクロージャー・テンプレートに利用

一般に会計上の連結範囲と規制上の連結範囲は異なることが多く、そのことが規制資本の算定に使われる計数と公表財務諸表の計数の違いをもたらす要因となる。そこで、ステップ1として、規制上のバランスシートを開示することで、規制上の連結範囲を適用する際に、公表されたバランスシートからどのように計数が変換されたかを明らかにすることになる⁶。

バランスシートの表面に現れる計数から規制資本を算定する際の要素を把握することは難しい。そのため、ステップ2として、規制上のバランスシートにおける項目を前述の自己資本のディスクロージャー・テンプレートで使われるすべての項目に拡大し、それを開示することを求める。例えば、公表されるバランスシートの1つの項目である払込株式資本は、規制資本ではコモンエクイティ Tier1、その他 Tier1、Tier2、そして規制資本には算入できないものに分かれることとなるが、公表バランスシートからその内訳を把握することはできない。そこで、バーゼル委員会は、バランスシートの計数と規制資本の計数との対応関係が分かるよう開示を拡充することを求める。もっとも、バーゼル委員会は、開示が拡充されるのはあくまでも規制資本の計算において必要となる計数に限定される点を強調している。

そして、ステップ3として、自己資本のディスクロージャー・テンプレートを報告する際、銀行はあらゆるインプットのソースとして、ステップ2で認識した計数等を参照することが求められる。こうした3段階のステップを通じて、バランスシートと規制資本の計数が完全に突合されることになる。当該アプローチのメリットとして、バーゼル委員会は以下の点を指摘する。

- 銀行のバランスシートの複雑性は区々であるため、開示のレベルが銀行に応じたものとなること(すなわち、最も複雑な銀行に対応するように設計された固定的なテンプレ

⁶ また、バーゼル委員会は、会計上の連結範囲には含まれる一方、規制上の連結範囲には含まれないリーガル・エンティティのリストの開示、逆に、規制上の連結範囲には含まれるものの、会計上の連結範囲には含まれないリーガル・エンティティのリストの開示を検討していると述べている。

レートにすべての銀行が従うということではなく、また、個々のステップにおいてさらなる情報がなければ、そのステップをスキップすることが可能)

- 監督当局者および市場参加者が、規制上のバランスシートにおける正確な計数に裏付けされた規制資本の構成要素の参照元をトレースできること
- バランスシートで報告される会計基準上のソースを考慮することなく、金融機関はステップ2で開示するソース(規制上のバランスシートの拡充)に裏付けられたステップ3のすべての項目を参照すればよく、どのような会計基準でも利用できる柔軟性があること

．資本商品に関する主な特徴の開示

バーゼル の規則文書は、銀行が発行する資本商品の主な特徴の説明を求めている。現行のバーゼル の第3の柱の下でも、すべての資本商品について、特に革新的、複雑またはハイブリッドな商品については、主な特徴に関する条件のサマリー情報を開示することが求められている。しかしながら、バーゼル の下では、銀行によって開示が区々となっている。その結果として、開示情報の詳しさ、開示のフォーマットともに一貫性がないため、資本商品の情報を分析し、モニタリングすることが困難になっていることをバーゼル委員会は指摘している。

そこで、バーゼル の規則文書に沿って一貫性があり比較可能な方法で資本商品の主な特徴を開示するために、バーゼル委員会は、「主な特徴に関するテンプレート」(main feature template) を提示する(図表 2)。当該テンプレートは、個々の資本商品の発行に関して報告すべき最低レベルのサマリーの開示を提供するものとして位置づけられる。なお、後述のとおり、銀行はすべての資本商品に関する条件をウェブサイト上で完全に開示することが別に求められている。

バーゼル委員会は、当該テンプレートについて以下の点を確認する。

- 当該テンプレートは、バーゼル フレームワークの適用が始まる2013年1月1日から策定するよう企図されており、グランドファザリングが適用される資本商品も対象となること
- 個々の資本商品には別々のコラムで報告を求めることから、完全なテンプレートは銀行グループのすべての規制上の資本商品のサマリーを提供する「主な特徴に関する報告」(main features report) を形成すること
- 主な特徴に関する項目リストは、サマリーの開示の必要最低限のレベルを提供するものであることから、バーゼル委員会のメンバー当局は、自らが監督する銀行の開示にとって重要な特徴があれば、それをリストに追加すること
- 資本商品を発行または償還する都度、銀行は主要な特徴の更新を図ることによって、主な特徴に関する報告を更新し、一般に利用可能とすること
- 当該テンプレートが、直近の財務報告時点において規制資本として認められる金額に

図表 2 主な特徴に関するテンプレート

主な特徴	
1.	証券発行者
2.	証券ID (CUSIP、ISIN、私募発行のブルームバーグID等)
規制上の取り扱い	
3.	移行期のパーゼル 規則
4.	移行後のパーゼル 規則
5.	単体/グループ/グループおよび単体ベースの適格性
6.	商品タイプ (各法域で規定されるタイプ)
7.	規制資本として認められる額 (直近のデータ報告時点)
8.	商品の額面価額
9.	会計上の区分
10.	当初発行日
11.	永久または期限付き
12.	当初の満期期日
13.	監督上の承認の下での発行者のコール
14.	コール・オプション期日 (ファースト・コール)
15.	それ以降のコール期日
クーポン/配当	
16.	完全な裁量か、部分的な裁量かまたは義務か
17.	ステップアップその他の償還インセンティブの存在
18.	非累積型かまたは累積型か
19.	転換型または非転換型
20.	転換型の場合、転換のトリガー
21.	転換型の場合、完全転換かまたは部分転換か
22.	転換型の場合、転換比率
23.	転換型の場合、強制転換かまたはオプションによる転換か
24.	転換型の場合、転換される商品タイプの説明
25.	転換型の場合、転換される商品の発行者の説明
26.	元本削減型
27.	元本削減型の場合、削減のトリガー
28.	元本削減型の場合、完全削減かまたは部分削減か
29.	元本削減型の場合、永久かまたは一時的か
30.	一時的な元本削減型の場合、元本を回復するメカニズムの説明
31.	清算手続きにおける優先劣後順位 (当該商品よりも優先される商品を特定)
32.	債務不履行条項
33.	債務不履行条項がある場合、それを説明

(注) 銀行は各項目について、予め設定された選択肢を選ぶか、文書で説明する。

(出所) パーゼル委員会資料より野村資本市場研究所作成

関する情報を含む場合、主要な特徴に関する報告は、銀行の公表財務報告の中に含めるか、少なくとも銀行のウェブサイト上で当該報告が掲載されている場所に直接リンクを貼った公表財務報告を提示すること

なお、パーゼル委員会は、現行のテンプレートに含まれない情報として、図表3の情報を挙げている。その一方で、パーゼル委員会のメンバー当局が、自らの法域においてテン

図表3 現行テンプレートには含まれない項目

- ・ 発行者のタイプ(非株式会社か、銀行持株会社か、銀行かまたはSPVか)
- ・ 当該商品の根拠法
- ・ クーボンの特徴
 - ・ 変動または固定クーポン
 - ・ クーボン・レート
 - ・ 変動クーポンの基準金利
 - ・ 配当リセットの条件
 - ・ 配当ストッパー条項の有無
- ・ 償還/コールの特徴
 - ・ 償還価格(例えば、パーまたはプレミアム上乘せ)
 - ・ 臨時償還イベント(例えば、銀行がコールのオプションを与えられる規制資本に関するイベントまたはタックス・イベント)
 - ・ 臨時償還イベント時の償還価格
- ・ デフォルト・イベント
- ・ コベナンツ条項
- ・ 保証または信用補完
- ・ 議決権
- ・ 親会社向けまたは子会社向け発行

(出所) パーゼル委員会資料より野村資本市場研究所作成

プレートを適用する際、これらの情報から選択して主要な特徴の中に追加することが可能であるとしている。

．その他の開示要件

上記の開示に加えて、バーゼル の規則文書は冒頭に掲げたとおり、バーゼル 基準以外の規制資本の構成要素を含む自己資本比率(例えば、エクイティ Tier1 比率、コア Tier1 比率または有形普通株式比率)を開示する銀行は、それらの比率がどのように算定されているかに関して包括的な説明をともに開示すること、規制資本に含まれるすべての資本商品の完全な条件をウェブサイトで利用できるようにすることを求めている。

前者に関してパーゼル委員会は、各国法令の下で適用されるバーゼル の最低基準に則って算定されていなければ、コモンエクイティ Tier1、その他 Tier1、Tier2 という用語(およびそれらの比率)を使ってはならないとする。国際的に活動する銀行以外の銀行が国内ルールとしてバーゼル よりも緩い基準を適用して自己資本比率を算定した場合、それらの用語を使うことが禁じられることになる。その理由についてパーゼル委員会は、コモンエクイティ Tier1 の算定というバーゼル の手法に準拠していることについて、ミスリーディングな印象を与えないようにするためであるとし、各国がバーゼル を適用しているかどうかを取り締まることを意図するものではないとする。パーゼル委員会が直接の規制対象としていない銀行、すなわち国内銀行にまでバーゼル の適用を強いるという考えを

もっているわけではない。

一方、資本商品の完全な条件を銀行のウェブサイト上で利用可能にすることについては、それによって、監督当局者も市場参加者も個々の資本商品の特徴を調査できるようになるというメリットを挙げる。バーゼル委員会は、すべての銀行は自らのウェブサイトの規制関連開示 (Regulatory Disclosure) において、規制資本に関連する情報のすべてを市場参加者が利用できるようにすることを求めている。また、バーゼル委員会は、銀行に対して、理想としてはウェブサイトの規制関連開示の場所に公表財務報告を掲載するよう促しており、最低限、ユーザーを公表財務報告から一連の規制上の開示が掲載されているウェブサイトの関連セクションに誘導できるようにすることを求めている。

・移行期間中のテンプレート

バーゼル の規則文書は、移行期間中 (2013 年 1 月 1 日に開始し、2019 年 1 月 1 日までに完全適用) 銀行が移行措置によってベネフィットを得ている資本商品や規制上の調整を含めて、資本構成を開示することを要求する。そこで、市中協議文書はバーゼル の移行期間中のテンプレートの取り扱いについても具体的に提示している。

2014 年 1 月 1 日から 2018 年 1 月 1 日までの間に行われるバーゼル の規制上の調整に関しては、2014 年に 20% の金額のみ資本控除が発生し、2015 年には 40% の控除額が生じる。毎年の控除金額が 20% ずつ増え、そして 2018 年 1 月 1 日に全額が控除される取り扱いとなる。また、既発行の資本商品に関してはグランドファザリングが適用され、2013 年 1 月 1 日以降も一定の条件の下でバーゼル において資本算入が認められる。

こうした移行措置を受けて、バーゼル委員会は移行期間のディスクロージャーについては、2018 年 1 月 1 日以降のディスクロージャー・テンプレートを修正し、既存の各国の取り扱いの適用を受ける規制上の調整に関する金額 (資本控除されない金額) を追加的な「列」(column) に表示するとともに、「行」(row) を 4 つの箇所 (コモンエクイティ Tier1、その他 Tier1、Tier2、総資本) に挿入して、追加された列で報告される調整金額が実際にどこで資本に影響を与えるのかを明らかにする。ディスクロージャー・テンプレートを微修正するかたちとしている。

・留意すべき点

バーゼル の下で自己資本の開示の拡充を求める市中協議文書の提案は、一貫性があり比較可能なかたちで、銀行の資本構成の詳細を明らかにするという点で、自己資本の透明性の向上に大きく貢献するものであろう。これらの開示方法が採用されれば、市場参加者や監督当局者は、銀行の資本ポジションをより正確に把握し、そして評価することが可能になる。一方、銀行としては、資本の透明性が確保される中で自らの資本政策を構築していかなければならない。市場や当局の監視の下で、透明性のある資本政策の策定が以前に

も増して求められるようになるだろう。

他方、国内基準行にとっては留意すべき点がある。市中協議文書の開示方法が採用されれば、バーゼル規制の直接の対象ではない国内基準行にもバーゼル と同等の要件を適用することが促されるということである。バーゼル委員会は、バーゼル 基準に則って算定されていなければ、コモンエクイティ Tier1、その他 Tier1、Tier2 という用語（およびそれらの比率）を使ってはならないとしており、ディスクロージャー・テンプレートでは、バーゼル 基準に則っていない場合は、各国最低基準として別扱いで公表する方針を示している。

その狙いについてバーゼル委員会は、各国がバーゼル を適用しているかどうかを取り締まることを意図したものではないと説明してはいるものの、バーゼル 基準に完全に準拠していない自己資本比率を市場がどのように評価するかという点に左右される。国内基準行についてもバーゼル と完全に同じ自己資本比率を採用するよう市場からプレッシャーがかかることも考えられるのではないだろうか。

国内基準行を対象にしたバーゼル の適用に関しては、金融庁がそもそも国内基準行にどのようにバーゼル を適用するかということが最も重要である。最近、地方銀行や第二地方銀行にバーゼル を「部分適用」するとの報道もある⁷。今後、国内基準行に対するバーゼル の適用方針のみならず、自己資本の開示要件がもたらす国内基準行への影響についても留意すべきであろう。

⁷ 「新規制、地銀に適用 金融庁、告示改正へ リスク管理を強化」時事通信、2011年12月30日付